

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金50,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年8月2日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字下伊勢地内

(3) 事故の状況

鳥取県立船上山少年自然の家所属の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通貨物自動車を運転中、交差点を左折しようとした際、左側の視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。